

(2) 市町村企画訓練分

令和4年度原子力防災訓練（東通村企画分）実施要綱

1. 目的

原子力災害時における対応体制の検証・確認及び緊急時対応能力の向上を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2. 実施日時

令和4年11月17日（木）

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所1号機の定格熱出力一定運転中、青森県東方沖を震源とする地震が発生した。地震により外部電源を喪失するとともに、原子炉の自動停止より給水機能を喪失したため警戒事態となった。その状況において、海水取水ポンプの故障で原子炉除熱機能を喪失したため施設敷地緊急事態となり、さらに、原子炉注水機能の喪失、炉心損傷の発生により全面緊急事態となった。

その後高圧注水系は復旧したが、格納容器内の圧力上昇に伴う格納容器ベントの実施により放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

4. 訓練項目

(1) P A Z住民防護措置訓練

<内容>

- ・P A Z内住民のバスを用いた陸路による広域避難（野辺地町を青森市と想定）を実施する。
- ・また、避難の途中において、安定ヨウ素剤緊急配布訓練、避難退域時検査訓練に参加するとともに、避難所開設・運営訓練へ参加する。

<時間>

9：20～12：00

<場所>

小田野沢地区、老部地区、白糠地区

<参加機関>

(公社)青森県バス協会、東通村

(2) 孤立地区からのヘリコプターによる住民搬送訓練

<内容>

- ・孤立地区内住民（模擬）のヘリコプターによる空路避難訓練を実施する。

<時間>

10：00～12：00

<場所>

尻屋岬港

<参加機関>

陸上自衛隊、東通消防署、東通村

(3) 安定ヨウ素剤緊急配布訓練

①施設内配布及び避難車両（バス）内配布

<内容>

- ・避難する住民に対して、施設内配布及び避難車両（バス）内配布の形式による安定ヨウ素剤の緊急配布を実施する。

<時間>

バス配布 9：40～10：00

施設配布 10：00～10：30

<場所>

バス配布 東通村体育館

施設配布 白糠地区避難施設

<参加機関>

東通村

②ドライブスルー配布

<内容>

- ・避難する住民（模擬）に対して、ドライブスルー形式による安定ヨウ素剤の緊急配布を実施する。

<時間>

11：30～12：00

<場所>

東通村農産物加工センター

<参加機関>

日本原燃(株)、東京電力HD(株)、東北電力(株)、(一社)東通村産業振興公社、東通村

(4) 社会福祉施設等防護措置訓練

<内容>

- ・村内の社会福祉施設等を対象に屋内退避を実施する。
- ・また、放射線防護対策設備が整備済みの施設においては、放射線防護対策設備の操作手順等を確認する。

<時間>

9：00～

<場所>（下線は放射線防護対策実施済みの施設）

- ・PAZ圏内施設

さくらの里ひがしどおり、和あつとほ一む

- ・UPZ圏内施設

東通村診療所、東通村老人介護保健施設「のはなしょうぶ」、能舞の里、いちいの森、コーポレ
グルス、エフォート

<参加機関>

有限会社とんぼう、合同会社介護サービス事業所和、公益社団法人地域医療振興協会、社会福祉

法人吉幸会、株式会社ゆめこし、株式会社エフォート、東通村

(5) 避難行動要支援者搬送訓練

<内容>

- ・避難所に避難している避難行動要支援者（車いす）の福祉車両による搬送訓練を実施する。

<時間>

9：20～9：40

<場所>

南地区基幹集落センター、白糠地区避難施設

<参加機関>

東通村

(6) 住民等への情報伝達訓練

<内容>

- ・防災行政用無線、IP告知端末、エリアメール、村公式LINE等を用いて住民等に対する情報伝達を実施する。

また、PAZ住民防護措置訓練に合わせて、同地区における車両による巡回広報を実施する。

<時間>

8：30～

<場所>

東通村内全域

<参加機関>

東通消防署、東通村消防団、東通村

(7) 関係機関への情報伝達訓練

<内容>

- ・村内関係機関に対する情報伝達を実施する。

<時間>

8：30～

<場所>

東通村内全域

<参加機関>

公益社団法人地域医療振興協会（東通村診療所、東通村老人介護保険施設「のはなしょうぶ」）、あらまき歯科医院、社会福祉法人東通村社会福祉協議会（東通村あしすと介護サービス事業所）、合同会社介護サービス事業所和（和あつとほ一む）、有限会社とんぼう（さくらの里ひがしどおり）、社会福祉法人吉幸会（能舞の里、いちいの森）、株式会社ゆめこし（コーポレグルス）、株式会社エフォート、社会福祉法人清隆厚生会（こども園ひがしどおり）、東通小学校、東通中学校、東通村商工会、東通商工業協同組合、東通村森林組合、白糠漁業協同組合、小田野沢漁業協同組合、猿ヶ森漁業協同組合、尻屋漁業協同組合、尻労漁業協同組合、岩屋漁業協同組合、野牛漁業協同組合、石持漁業協同組合、老部川内水面漁業協同組合、東通村

(8) 災害対策本部設置運営訓練

<内容>

- ・原子力災害発生時の村災害対策本部の設置及び同会議を開催する。

<時間>

災害対策本部会議 9:00～9:30

<場所>

東通村防災センター 災害対策本部室

<参加機関>

東通消防署、東通村

(9) 映像伝送訓練

<内容>

- ・安定ヨウ素剤の緊急配布の活動状況を確認するため、東通村災害対策本部室へ映像情報の伝送を実施する。

<時間>

9:40～10:00

<場所>

東通村防災センター 災害対策本部室
緊急配布訓練配布場所（東通村体育館）

<参加機関>

東通村

令和4年度原子力防災訓練実施要綱（むつ市）

1. 目的

東北電力（株）東通原子力発電所において、地震・津波の影響による原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 実施日時

令和4年11月17日（木）9：00～14：00

3. 訓練想定

青森県東方沖を震源とするM7.7の地震が発生し、市内では震度5強を観測、東北電力株式会社東通原子力発電所では1号機の定格熱出力一定運転中、地震が発生し、原子炉の自動停止後、外部電源が喪失。その後、原子炉注水機能の喪失により、全面緊急事態となり、さらに、事態が進展し放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

4. 訓練項目

（1）一時集合場所開設・運営訓練

- 内 容：旧中野沢小学校を一時集合場所として開設し、避難してきた住民の受入から安定ヨウ素剤の配布・服用、避難所への避難までの訓練を行う。
- 時 間：9時00分～10時50分
- 場 所：旧中野沢小学校、十符ヶ浦海水浴場駐車場、野辺地町中央公民館
- 参加機関：中野沢地区住民、（公社）青森県バス協会、青森県

（2）避難所開設・運営訓練

- 内 容：広域避難所となる野辺地町中央公民館に、市職員を派遣し、近隣自治体職員及び県職員、関係機関と連携し避難所の開設及び運営訓練を行う。
- 時 間：9時00分～14時00分
- 場 所：野辺地町中央公民館
- 参加機関：各地区住民、近隣自治体、青森県、関係機関

令和4年度横浜町原子力防災訓練実施要綱

1. 目的

東北電力（株）東通原子力発電所において、地震・津波の影響による原子力災害が発生した場合に備え、防災体制の確立及び防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 実施日時

令和4年11月17日（木） 8：15～14：00

3. 訓練想定

青森県東方沖を震源とするM7.7の地震が発生し、町内では震度5強を観測、東北電力株式会社東通原子力発電所では1号機の定格熱出力一定運転中、地震が発生し、原子炉の自動停止後、外部電源が喪失。その後、原子炉注水機能の喪失により、全面緊急事態となり、さらに、事態が進展し放射性物質が放出され、発電所周辺地域に影響を及ぼす。

4. 訓練項目

（1）原子力災害警戒・対策本部運営訓練

- 内 容：訓練想定に沿った事態発生に応じ、災害対策本部を設置し、避難計画に基づく応急対策を実施するとともに、関係機関等との間で情報共有、調整を行う。
- 時 間：8時15分～11時00分
- 場 所：横浜町役場
- 参加機関：横浜町役場、横浜町教育委員会、横浜消防署

（2）電話による通信連絡訓練

- 内 容：避難計画に基づき、発電所の事故進展に応じて、町内の児童福祉施設、小・中学校、社会福祉施設等を対象とした通信連絡訓練を行う。各施設の職員は、災害対策本部運営訓練と連動して防護対策の確認及び緊急時対応を図る。
- 時 間：8時30分～10時00分
- 場 所：横浜町役場、横浜町教育委員会、菜の花にここセンター、児童福祉施設（ちどり保育園、第二ちどり保育園）、あさひ幼稚園、横浜小学校、横浜中学校、高齢者福祉施設（有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）
- 参加機関：横浜町役場、横浜町教育委員会、児童福祉施設（ちどり保育園、第二ちどり保育園）、あさひ幼稚園、横浜小学校、横浜中学校、高齢者福祉施設（有料老人ホームよこはま、グループホームよこはま荘）

(3) 公共施設防護措置訓練

○内 容：訓練想定に沿った発電所の事故進展に応じて「施設敷地緊急事態」から放射線防護対策施設の稼働準備を開始し、「全面緊急事態」に進展し全町民に屋内退避の指示が出されてから放射線防護対策施設を稼働する。

陽圧化装置の作動マニュアル、資機材等の所在を確認し、緊急時に使用する装置、資機材の使い方の把握・確認を行う。陽圧化により施設内の気密性を確保した後は、インターロックシステム（二重扉）を用い、避難者の出入りに伴う外気の進入を防ぐ訓練を実施する。

○時 間：9時50分～10時00分

○場 所：菜の花にここセンター

○参加機関：横浜町役場、大町自主防災会

(4) 一時集合場所開設・運営訓練

○内 容：菜の花にここセンターを一時集合場所として開設するため、町職員により、開設の準備要領を確認する。避難してきた町民の受入訓練、安定ヨウ素剤の配布・服用訓練、避難者の避難所までの搬送訓練を行う。

○時 間：9時50分～10時30分

○場 所：菜の花にここセンター、野辺地町中央公民館

○参加機関：横浜町役場、大町自主防災会、青森県

(5) 避難行動要支援者搬送訓練

○内 容：福祉車両で避難行動要支援者を救助し、一時集合場所にて受付後、避難所までの搬送訓練を行う。

○時 間：9時50分～10時30分

○場 所：横浜町役場、菜の花にここセンター、野辺地町中央公民館

○参加機関：横浜町役場、大町自主防災会、青森県

(6) 避難所開設・運営訓練

○内 容：野辺地町中央公民館を避難所として、各市町村職員及び、県職員と連携し避難所の開設及び運営訓練を行う。

○時 間：9時00分～14時00分

○場 所：野辺地町中央公民館

○参加機関：横浜町、大町自主防災会、青森県、野辺地町、むつ市、六ヶ所村、東通村

令和4年度六ヶ所村原子力防災訓練（一時集合場所開設運営訓練）実施要綱

1. 訓練目的

東北電力東通原子力発電所で原子力災害が発生したことを想定し、一時集合場所の開設及び運営を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

令和4年11月7日（月）13：30～16：00（開設訓練）

令和4年11月8日（火）08：30～12：00（運営訓練）

3. 訓練想定

- ① 施設敷地緊急事態発生を受け、物資の搬送、一時集合場所の開設準備～開設を実施する。
- ② 放射性物質が放出され、国からOIL2の基準に基づく一時移転指示がなされたことを踏まえ、一時集合場所運営のため職員を派遣するとともに、住民に対して一時移転を指示する。
その後、村からの指示を受けて参集した住民に対し、安定ヨウ素剤の配布、服用、避難退域時検査場所の案内等を行う。
- ③ 一時集合場所の運営にあたっては、受付等において感染症対策を実施する。

4. 訓練項目

<内容>

（1）開設訓練

- ① 安定ヨウ素剤等、一時集合場所の運営に必要となる資機材等の搬送
- ② 施設の開錠
- ③ 一時集合場所レイアウトに基づく資機材等の配置

（2）運営訓練

- ① 駐車場における誘導
 - ・放射線防護装備の装着
 - ・自家用車の敷地内誘導
- ② 受付時における問診等の感染症対策
 - ・一時集合場所における簡易的な問診（検温、体調確認）
- ③ 避難者カードによる住民受け付け、安定ヨウ素剤簡易問診票の配付
 - ・避難者カードを用いた住民受付
- ④ 安定ヨウ素剤簡易問診票による問診
 - ・安定ヨウ素剤簡易問診票の配付、説明、記載内容の確認
- ⑤ 安定ヨウ素剤の配布、服用指示
 - ・安定ヨウ素剤の配布、服用状況の確認
- ⑥ 自家用車避難に係る避難車両認識票及び問診票の配布
 - ・自家用車避難者に対する避難車両認識票の配付

・避難所における入口の混雑緩和を目的とした、避難所用問診票の事前配付

⑦避難退域時検査場所の指示

・避難退域時検査場所の案内、避難指示

⑧バス避難者の誘導

・バス避難者を待機場所へ誘導、バス到着後の誘導

<場所>

六ヶ所村大石総合体育館

<参加機関>

六ヶ所村、各電力事業者、六ヶ所村赤十字奉仕団

令和4年度六ヶ所村原子力防災訓練（放射線防護対策施設運営訓練）実施要綱

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所において、原子力災害が発生したことを想定し、放射線防護対策において、避難行動要支援者の受入れのため、放射線防護対策施設の操作確認、屋内退避用資機材の展開を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

令和4年10月26日（水）10：30～12：20

※事前訓練を10月17日（月）10：30～12：20で実施

3. 訓練項目

<場所>

六ヶ所村立泊小学校講堂

<内容>

（1）初動対応訓練

施設敷地緊急事態発生を受け、施設に対し村職員を派遣し、屋内退避の準備を行う。なお、避難行動要支援者の収容にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた配置を検討する。

（2）避難行動要支援者搬送・受入訓練

全面緊急事態（放射性物質放出前）を想定し、福祉車両を用いた避難行動要支援者（職員が模擬）をスワニーに搬送し、収容する。

（3）放射線防護設備稼働訓練

全面緊急事態が発生し、屋内退避指示を発出したことを想定し、放射線防護設備、出入管理設備（インターロック）を稼働させる。

（4）設備稼働後の受入訓練

屋内退避施設稼働後の避難行動要支援者受入れ等の運用を確認する。

<参加機関>

六ヶ所村

令和4年度六ヶ所村原子力防災訓練（孤立地区からのヘリコプターによる住民搬送訓練）実施要綱

1. 訓練目的

令和3年8月の大雨災害を踏まえ、UPZ内住民が屋内退避を実施中に道路閉塞により孤立したことを想定し、緊急搬送を必要とする傷病者が発生した際に、自衛隊への緊急搬送の要請、離着陸における消防団の安全管理、搬送した傷病者の消防機関への引き継ぎ及び医療機関への搬送について、手順を確認する。

2. 訓練時間

令和4年11月17日（木）09:00～13:00

3. 訓練想定

- ① 東北電力東通原子力発電所での原子力災害により、放射線物質が放出されOIL2の基準超を検出した地区に、一時避難指示が発令される。
- ② UPZ内住民が屋内退避を継続している中、雨及び地震の影響により道路が閉塞し、六ヶ所村室ノ久保地区が孤立する。
- ③ 持病の悪化により、屋内退避継続が困難になり緊急搬送を必要とする傷病者が発生したため、青森県に対し救急要請を行う
- ④ 要請のあった室ノ久保地区からヘリコプターによる搬送を行うことになったが、県防災ヘリコプターが定期点検中のため、県は自衛隊への搬送を要請する
- ⑤ 傷病者は付近の市町村で対応可能な野辺地町の医療機関へ搬送することとなったため、救急引継所を野辺地町運動公園陸上競技場に設置し、同所までヘリコプターで傷病者を搬送する
- ⑥ 競技場に傷病者が到着後、消防機関が引継ぎ、医療機関へ搬送する

4. 訓練項目

<内容>

(1) ヘリコプターによる住民搬送訓練

- ① 室ノ久保地区学習等供用センターを場外離着陸場とし、地区消防団が安全管理及び住民への注意喚起の広報を実施
- ② 六ヶ所村職員が誘導員となり、傷病者（室ノ久保地区自治会住民）をヘリコプターまで誘導・搭乗させ、同乗する
- ③ 室ノ久保地区を離陸し、傷病者を救護引継所が設置されている野辺地町運動公園まで搬送する
- ④ 引継所に到着後、消防機関が傷病者を引継ぎ医療機関へ搬送する
（想定のため、実際の搬送は行わない）

(2) その他

ヘリコプターによる住民搬送訓練終了後、野辺地町中央公民館に移動し訓練参加者に対し

て、原子力防災及び避難に係る講習会を実施する。

<場所>

六ヶ所村室ノ久保地区学習等供用センター、野辺地町運動公園陸上競技場

<参加機関>

六ヶ所村、室ノ久保自治会、六ヶ所村消防団、下北地区行政広域事務組合消防本部、北部上北広域事務組合消防本部、青森県、陸上自衛隊

令和4年度六ヶ所村原子力防災訓練（避難所開設・運営訓練）実施要綱

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所において原子力災害が発生したことを想定し、迅速かつ円滑に避難所を開設・運営するための手順の確認を行い、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図るとともに、避難元市町村及び受入市町村の共通理解を図る。

2. 訓練時間

令和4年11月17日（木） 09:00～14:00（開設・運営訓練）

* 訓練に関するワークショップ形式の研修会を10月中旬～下旬の間、青森市にて開催予定。

（開設・運営訓練のための避難所レイアウトや流れ等を検討するもの。）

3. 訓練想定

東北電力株式会社東通原子力発電所での原子力災害により放射性物質が放出され、空間放射線量率計においてOIL2（空間放射線量率 $20\mu\text{Sv/h}$ ）超を検出した地区に一時移転指示が発令された。

野辺地町は、目ノ越地区の避難住民受入のため、野辺地町中央公民館を避難所として開設する。

むつ市、横浜町、六ヶ所村及び東通村の避難住民受入のため、住民受入先市町は、避難元市町村職員、県職員と協力し、避難所を開設することになった。

4. 訓練項目

<内容>

(1) 避難所開設 【09:00～10:15】

◎ 避難所レイアウトに基づく設営（感染症対策や要配慮者への対応等）

(2) 避難所運営 【10:40～11:45】

ア. 避難車両の誘導、検温・問診～受付 〈10:40～11:45〉

① 駐車場における車両誘導

② 避難者の受付、誘導（野辺地町職員以外は、その他市町村避難者用受付を担当）

③ 外国人や感染症疑い者等の受付対応

イ. 物資受入訓練 〈11:20～11:30〉

◎ 青森県トラック協会により搬送された物資を受け取り、物資集積場所に搬入する。

ウ. 臨時公衆電話を使用した通信訓練 〈10:40～11:45〉

◎ 感染症疑い者等の別室に臨時公衆電話を設置し、避難所本部へ避難者の状況を連絡する。

(3) 避難所運営体験、住民向け講習会 【11:00頃～14:00】

ア. 避難所運営体験 〈11:00～12:00〉

◎到着した避難住民へ、避難所用パーティション及び段ボールベットの組立講習を実施する。

(市町村ごとに順次実施、各回20分程度)

イ. 住民向け講習会 〈13:00～14:00〉

◎原子力防災及び避難に係る講習会を実施する。

<場所>

野辺地町中央公民館

*なお、野辺地町以外の市町村の避難者においては、広域避難先市町の避難所として想定する。

<参加機関>

六ヶ所村、各地区住民、青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、平内町、むつ市、野辺地町、横浜町、東通村、東北電力株式会社、日本原燃株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、電源開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社、日本赤十字社青森県支部、特定非営利活動法人青森県防災士会、青森県

令和4年度六ヶ所村原子力防災訓練（学校防護措置訓練）実施要綱

1. 訓練目的

日本原燃株式会社で原子力災害が発生したことを想定し、学校等において定める避難計画に基づき防護措置訓練を実施し、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

令和4年10月26日（水）10：30～12：20

3. 訓練想定

学校において、平日、日中の管理下にある状況で施設敷地緊急事態が発生したことを想定し、全クラスが教室等にいる状態から訓練を開始する。

4. 訓練項目

<対象>

六ヶ所村立泊小学校、六ヶ所村立泊中学校

<内容>

（1）地震を想定した避難訓練

- ・地震の発生を受け、生徒は教員の指示のもと、身を守る行動をとる。
- ・地震終息後、生徒及び教員はグラウンドに避難し、点呼等ルールに従った対応を行う。

（2）原子力災害への対応

- ・村災害対策本部からの屋内退避準備の要請を受け、教員は生徒に対し、教室内の窓、カーテンを閉め、換気扇を止めるよう指示し、生徒は対応する。
- ・対応終了後、生徒は教室内で待機する。
- ・教員は、校舎内教室以外の窓、カーテンを閉め、換気扇を止め、屋内退避の準備が完了したことを校長に報告する。

（3）原子力防災に係る講習等 ※泊中学校生徒のみ

- ・生徒に対し、原子力災害時における行動等についての講習を行う。
- ・パーティション、段ボールベッド、折り畳みベッドの設置など、避難所設置に係る体験学習を行う。
- ・村が備蓄する非常食の炊き出し体験を行う。
- ・避難所における避難者受付等の体験を行う。
- ・通信事業者による資機材展示の見学を行う。

<場所>

六ヶ所村立泊中学校体育館、グラウンド

<参加機関>

六ヶ所村、六ヶ所村立泊中学校、六ヶ所村赤十字奉仕団、(株)NTT 東日本-東北

令和4年度六ヶ所村原子力防災訓練（泊こども園防護措置訓練）実施要綱

1. 訓練目的

東北電力株式会社東通発電所で原子力災害が発生したことを想定し、泊こども園における防護措置訓練を実施し、防災業務関係者の緊急時対応能力の向上を図る。

2. 訓練日程

令和4年11月11日（金） 15:40～16:35

3. 対象施設

六ヶ所村立泊こども園

4. 訓練項目

<内容>

（1）警戒事態（園児引き渡し）への対応

- ・村災害警戒本部からの連絡を受け、園長は、職員に引き渡しの準備を指示する。
- ・職員は、保護者に対し、引き渡しのため来園するよう連絡する。
- ・職員は、園児引き渡しのため園児を施設内中央に誘導し待機させる。
- ・職員は、引き渡しの準備が完了したことを園長に報告する。

（2）施設敷地緊急事態（屋内退避準備）への対応

- ・村災害対策本部からの連絡を受け、園長は、職員に対し屋内退避の準備を指示する。
- ・職員は、施設内の窓、カーテンを閉め、換気扇を止め、屋内退避の準備が完了したことを園長に報告する。

（3）園児引渡し対応

- ・園児の引渡しを求め、保護者が来園する。
- ・職員が連携し、引渡しルールに従い、園児を引き渡す。
- ・園長は、引渡し状況を集約する。

（4）全面緊急事態（屋内退避及び引き渡しの中止）の対応

- ・全面緊急事態に至るまでに保護者への引渡しが出来なかった園児がある想定で実施。
- ・村災害対策本部からの連絡を受け、園長は、職員に対し屋内退避の実施と園児引き渡しの中止を指示する。
- ・職員は、園児を待機場所で屋内退避させる。
- ・職員は、保護者に対し、園児引き渡しを中止し、保護者自らも屋内退避をするよう指示する。
- ・園長は、屋内退避の実施状況、園児引き渡し状況を集約し、村災害対策本部へ報告する。

<参加機関>

六ヶ所村、六ヶ所村立泊こども園

令和4年度六ヶ所村原子力防災訓練（社会福祉施設屋内退避訓練）実施要綱

1. 訓練目的

東北電力(株)東通原子力発電所において原子力災害が発生したことを想定し、広域避難が困難な要配慮者等を屋内退避させるために放射線防護対策を実施した社会福祉施設において、屋内退避訓練を行い、原子力災害発生時の初動対応の周知及び対応能力の向上を図る。

2. 訓練時間

令和4年11月15日（火）

3. 訓練項目

<内容>

(1) 警戒事態発生時の連絡

- ・警戒事態発生を受け、村災害対策本部福祉班から施設に対し、警戒事態発生時の連絡を行う。

(2) 施設に対する屋内退避準備の要請

- ・施設敷地緊急事態発生を受け、村災害対策本部福祉班から施設に対し、屋内退避の準備を要請する。
- ・要請を受けた施設は、職員間で情報を共有する。
- ・施設の利用者数、利用者の容態、職員数などの状況を報告する。

(3) 屋内退避準備の実施及び放射線設備の起動準備

- ・施設職員は、利用者に対して屋内退避を行うことを呼びかけ、利用者の点呼及び容態の確認を行う。
- ・施設職員は、窓、扉、カーテン等を閉め、換気扇等は停止させる。
する。（なお、設備の起動により支障が出る場合は、運転手順の確認のみとする。）

(4) 全面緊急事態に伴う屋内退避指示

- ・全面緊急事態発生を受け、村災害対策本部福祉班から施設に対し、屋内退避を指示する。
- ・施設は、放射線防護対策設備を起動させ、屋内退避を実施する。（なお、設備の起動により支障が出る場合は、運転手順の確認のみとする。）

<場所>

特別養護老人ホームぼんてん荘、特別養護老人ホーム貴宝園、六ヶ所村役場

<参加機関>

六ヶ所村、社会福祉法人松緑福祉会、社会福祉法人延寿福祉会